

熊谷市監査委員公告第5号

令和3年度環境部定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和3年10月22日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 鈴 木 理 裕

## 令和3年度環境部定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 国、県の補助金申請にあたり、規則に定められた課外合議がなされていないものがあった。熊谷市予算規則第22条及び熊谷市会計事務規則第24条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【環境政策課、環境推進課】</p> <p>(2) 現金出納簿が未整備のものがあった。熊谷市会計事務規則第90条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【環境美化センター】</p> <p>(3) 浄化槽汚泥投入使用料について、滞納に対し督促がされていないなど債権管理が不適切であった。熊谷市会計事務規則第23条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【荒川南部環境センター】</p> <p>(4) 一般廃棄物最終処分場のごみ処理手数料について、委託業者が徴収することを告示していなかった。熊谷市会計事務規則第35条に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、領収書の領収者が熊谷市分任出納員となっており、早急に改善するべきである。 【環境美化センター】</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 国、県の補助金申請について、熊谷市予算規則及び熊谷市会計事務規則に基づく事務処理を周知し、適正な事務処理を徹底した。 【環境政策課、環境推進課】</p> <p>(2) リサイクル品売払収入について、現金出納簿を整備した。 【環境美化センター】</p> <p>(3) 毎月、投入使用料納付の有無を確認し、滞納に対しては督促するよう改める。熊谷市会計事務規則に基づき適正な事務処理を徹底した。 【荒川南部環境センター】</p> <p>(4) 令和3年10月1日(金)に熊谷市会計事務規則第35条に基づく告示をした。また、領収書の領収者を業務を委託している業者名に変更した。 【環境美化センター】</p>

<p>2 支出事務</p> <p>(1) 旅費や委託料等の支払根拠となる会議等の通知や業務等完了通知等に文書收受のないものがあつた。熊谷市文書管理規程第8条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【環境政策課、環境推進課、第一水光園、荒川南部環境センター、妻沼南河原環境浄化センター、環境美化センター】</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 「施設その他修繕料」について、施工起案がない、理由なく2人以上から見積書を徴していない、必要書類の提出がないものがあつた。熊谷市小規模修繕契約事務執行要領第3条第1項、第2項及び第5条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>【環境推進課、第一水光園】</p> <p>4 補助金</p> <p>(1) 補助金交付要綱が未整備のものがあつた。補助金等の交付に当たっては、透明性や客観性を確保するため、補助要件、対象経費、補助金額等の根拠を示す補助金交付要綱等を整備するべきである。</p> <p>【環境推進課】</p> <p>5 負担金</p> <p>指摘事項なし</p> <p>6 財産管理</p> <p>(1) 備品登録漏れがあつた。熊谷市</p>	<p>2 支出事務</p> <p>(1) 文書收受について、熊谷市文書管理規程に基づき、文書主任を中心に適正な事務処理を徹底した。</p> <p>【環境政策課、環境推進課、第一水光園、荒川南部環境センター、妻沼南河原環境浄化センター、環境美化センター】</p> <p>3 契約事務</p> <p>(1) 小規模修繕の執行の際は、施工の起案、特別な場合を除く2人以上の見積書徴取、必要書類の確認等、熊谷市小規模修繕契約事務執行要領の各規定に基づく適正な事務処理を行うよう徹底した。</p> <p>【環境推進課、第一水光園】</p> <p>4 補助金</p> <p>(1) 補助金交付要綱を整備し、公益上の必要性や透明性を確保するよう改めた。</p> <p>【環境推進課】</p> <p>6 財産管理</p> <p>(1) 備品登録漏れについて、登録処</p>
---	--

<p>物品管理規則第 17 条第 1 項及び第 19 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p><b>【第一水光園】</b></p> <p>(2) すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていた。熊谷市物品管理規則第 17 条第 1 項及び第 26 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p> <p><b>【環境推進課、第一水光園、環境美化センター】</b></p> <p>7 その他</p> <p>(1) 市長公印が押印された原本が保管されていた。公印の意義を理解し、適正な事務処理を行うべきである。</p> <p><b>【荒川南部環境センター】</b></p> <p>(2) 起案文書や復命文書の押印漏れ、修正液による修正がある、決裁や文書保存の欄が未記入といった事例が見られた。起案者、復命者は「文書事務の手引き」に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、熊谷市文書管理規程第 6 条第 2 項に基づき文書主任も適正な事務処理を行うべきである。</p> <p><b>【環境政策課、環境推進課、第一水光園、環境美化センター】</b></p>	<p>理を行った。熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底する。</p> <p><b>【第一水光園】</b></p> <p>(2) 備品登録の抹消処理を行った。熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底する。</p> <p><b>【環境推進課、第一水光園、環境美化センター】</b></p> <p>7 その他</p> <p>(1) 公印の取り扱いについて周知し、適正な事務処理を徹底した。</p> <p><b>【荒川南部環境センター】</b></p> <p>(2) 文書の取り扱いについて、「文書事務の手引き」に基づき適正な事務処理を行うよう周知徹底を図った。また、文書主任には適正な事務処理を行うよう指示した。</p> <p><b>【環境政策課、環境推進課、第一水光園、環境美化センター】</b></p>
--	--